

# 鴻巣市立吹上小学校 学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月：制定

平成 30 年 7 月：改正

## 1 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第二条の定義より）

## 2 いじめに対する本校の基本認識

- ① 学校には、児童の心身の安全を守る責務がある。いじめは絶対許さない。
- ② いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。
- ③ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ④ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。いじめる側が悪いというスタンスに立つ。いじめられた場合は守り抜く。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ 暴力を伴ういじめは、速やかに毅然とした態度で指導を行う。
- ⑧ 暴力を伴わないいじめは、起きてからの対応ではなく、未然防止に努める。
- ⑨ いじめの発見、または情報を得た時は、双方の言い分をよく確かめるとともに、周囲の児童からも情報の収集に努め、適切に対処する。
- ⑩ いじめ発見後は、家庭、専門機関と連携協力し、事後指導にあたる。

◇心理的・物理的な影響を与える行為とは

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・メールやインターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

※いじめといさかいの違い

- ・いじめとは、執拗に相手の心身を傷つけようとする意図がある。
- ・いさかいは、単なるその場の口げんか。または、けんか。

## 3 いじめの未然防止のための取組

児童や学級の様子を的確に把握するためには、教職員の気づきが大切である。そのためには、

児童と日々過ごす中で、同じ目線で物事を思い、感じ取る感性を高めていくことが重要である。児童一人一人の理解を深め、保護者との信頼関係を構築していくことが、いじめの未然防止につながる。

未然防止の基本は、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりである。

#### (1) 規律ある態度の育成を図る。

##### ① 基本的生活習慣の定着

- ・ 明るいあいさつ、元気な返事の励行（あいさつ運動）
- ・ 「吹っ子の約束」の徹底
- ・ 「早寝、早起き、朝ご飯、朝うんち」の奨励
- ・ 吹っ子生活アンケートの実施
- ・ チャイム席、授業開始・終了のあいさつの徹底
- ・ 「ノーテレビデー」の奨励（毎月19日）

##### ② 無言清掃の実践

- ・ きれいで落ち着いた学習環境づくり
- ・ 率先してごみの拾える子の育成

##### ③ 集団行動の徹底

- ・ 互いに相手を思いやる心の育成
- ・ 他者と関わる機会の工夫

#### (2) 確かな学力の育成を図る。

##### ① 吹上小学校学力向上プラン（コスモスプラン）の活用

- ・ 吹上小授業スタイルの実践
- ・ 国語、算数における基礎基本の徹底（ドリルタイムの充実）

##### ② 思考力を高める授業展開の工夫

- ・ 分かる楽しい授業の実践
- ・ 言語活動の充実

##### ③ 個に応じた指導の充実

- ・ 少人数指導等の実践
- ・ 分かる、できる喜びを味わわせる指導の工夫

#### (3) 児童一人一人の自己有用感（自尊感情）を育てる。

##### ① 一人一人が活躍できる場の設定

- ・ 児童会、委員会活動、係活動の充実
- ・ 安心して発言できる学級の雰囲気づくり
- ・ 主体的に取り組める学習活動の工夫

##### ② 一人一人の絆を深める活動の充実

- ・ 体験活動や話し合い活動の充実
- ・ 人の役に立つことの喜びを実感させる取組の工夫

#### (4) 命や人権を尊重する豊かな心を育てる。

##### ① 人権教育の充実

- ・ いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということの徹底
- ・ 人権作文への取組

##### ② 道徳教育の充実

- ・ 道徳の時間を核とした道徳心を培う教育活動の実践
- ・ 「考える道徳」と道徳的な判断力・心情・実践意欲を高める工夫
- ・ 家庭用「彩の国の道徳」による家庭との連携

##### ③ 多様な関係性に慣れる機会の充実

- ・縦割り活動の実践
- ・学校行事、集会活動の工夫

### ③情報モラルの指導

- ・インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導の実践
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用について、家庭でのルールづくりの協力  
依頼

#### 〈インターネットの特殊性〉

- ・発信した情報は、多くの人に広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は特定できること
- ・情報には違法なものや有害なものがあること
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルに巻き込まれることがあること（犯罪の可能性）
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと
- ・誹謗中傷の書き込みは「いじめ」であり、決して許されるものではないこと

### (5) 保護者や地域の方との連携を図る。

#### ①授業参観等の充実

- ・道徳や特別活動の授業の公開
- ・ゲストティーチャーの活用

#### ②学校だより、学年・学級通信の活用

- ・保護者への協力依頼（学校と家庭との共通理解の上での指導）

### (6) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## 4 いじめの早期発見・早期解消のための取組

### (1) 早期発見のために

いじめは、早期に発見することが、早期の解消につながる。早期発見のためには、日頃からの教職員と児童・保護者との信頼関係が重要である。大人には見えにくい、潜在化したいじめの発見には、児童観察に努め、小さな変化も見逃さない認知能力の向上が必要である。すべての教職員で情報を共有し、保護者と連携して、情報を収集することが肝要である。

#### ①思いやりアンケートの実施（隔月）

- ・いじめが疑われる情報は、早急に事実確認を行う。

#### ②日々の児童観察（児童のいるところには教職員がいる）

- ・全教職員それぞれが全児童の担任という気持ちを持って児童とかかわる。
- ・背景にある事情や児童の感じる被害性に着目し、日頃からの見守りと児童が気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- ・心配な点に気づいたら早急に担任へ連絡し、事実確認を行う。
- ・カウンセリングマインドを持った関わりで、安心感を与えて、本音に迫る。

#### ③保護者との連携

- ・日々の連絡帳や、懇談会等による情報収集に努める。
- ・教育相談の充実に努め、教育相談期間以外でも保護者からの相談には親身に対応する。

## (2) 早期解消のために

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- ① いじめを確認した場合には、学級担任一人で抱え込まず、学校全体で解消にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、正確な事実把握に努め、事実確認した上で、いじめられている児童の安全を最優先し、いじめた児童へ毅然とした態度で指導を行う。

#### 把握（確認）すべき情報

- ・誰が誰をいじめているのか。〔加害者と被害者の確認〕
- ・いつ、どこで起こったのか。〔時間と場所の確認〕
- ・どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。〔内容〕
- ・いじめのきっかけは何か。〔背景と要因〕
- ・いつ頃から、どのくらい続けているのか。〔期間〕

- ③ いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す。
- ④ 傍観者の児童がいた場合、その児童に対してもいじめと同様であることを指導する。
- ⑤ 保護者、関係機関との連携を図る。

#### 〔保護者に対して〕

- ・いじめを発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接

伝える。(いじめの被害者・加害者双方の保護者)

- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・今後の連絡を密にすることを確認する。

⑥ 継続して見守る。

- ・いじめられた児童、いじめた児童双方の心のケアにあたる。

## 5 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 生徒指導委員会

- ・校長、教頭、主幹教諭（未配置の場合は教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年1名で構成し、毎月1回定例で行い、必要に応じて生徒指導主任が開催を呼び掛ける。
- ・各学年の現状報告及び気になる児童についての情報交換・指導方針等の検討を行う。

### (2) いじめ防止対策委員会

- ・生徒指導委員会のメンバーに加え、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で構成する。また、重大事態の場合は、PTA会長、主任児童委員、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解消に資する。
- ・いじめの兆候等が確認された場合には、主幹教諭が開催を呼び掛ける。

#### ※重大事態とは

① いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)

「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

② いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められたとき。(法第28条第1項第2号)

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### ※重大事態への対応

- ・直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、いじめ防止対策委員会で調査を行う。
- ・調査結果、並びに指導の経過報告を行いながら解消に全力を尽くす。